

# 「相模原障害者施設殺傷事件」 について思う

札幌市医師会  
五稜会病院

中島 公博

とんでもない事件が起つたものです。平成28年7月26日未明、神奈川県立津久井やまゆり園において、元職員が入所中の知的障害者を襲い、19人が死亡し20人を超える方々が負傷しました。容疑者は他害の恐れがあるとのことで、本年2月には精神科病院に措置入院になっていました。私は、精神科病院に勤務し、知的障害者を含めて精神障害者とは密接に関係しています。さらに、措置入院を判断する精神保健指定医であり、措置診察の経験や、犯罪に絡んでの精神鑑定を多数行っています。また、身内が事件の起きた相模原市に住み、容疑者が措置入院となつた病院とも関係があること、脳性麻痺で知的障害の子がいることなどから、より深く本事件のことが気になっています。

平成28年4月1日、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。この法律は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としたものです。よりによって、この差別解消法をあざ笑うかのように、容疑者は、ナチスドイツの「優生思想」にかぶれたような行動をしたのです。

この事件で真っ先に思い出されるのは、平成13年の大阪教育大学附属池田小学校の事件です。児童8名（1年生1名、2年生7名）が犠牲になり、児童13名・教諭2名が傷害を負いました。この事件がきっかけとなり、平成15年に「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）が制定されました。事件前は犯人に措置入院歴があることも共通しています。医療観察法の施行以来、私は医療観察法の審判医として裁判官とともに対象者の審理の役目を担っていますが、精神障害者が犯罪を犯した場合の処遇の在り方については、疑問に感じることも多々あります。

今回の事件後、厚生労働省は、早速、平成28年8月に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」を設置し、措置入院のあり方、解除の判断や解除後の支援体制、警察・関係団体との連携などを再検証しました。平成28年9月には、再発防止に向けて、措置入院の運用などのとりまとめが行われました。また、平成28年度厚

生労働行政推進調査事業費補助金「精神障害者の地域生活支援を推進する政策研究」の新たな分担研究班として、「措置入院患者の退院後における地域包括支援のあり方に関する研究」が構成され、措置入院患者の入院措置解除後における地域包括支援のあり方を検討することになっています。これとは別に、平成28年度障害者総合福祉推進事業「精神科救急体制の実態把握及び措置入院・移送の地域差の要因分析に関する調査研究」では、措置入院、医療保護入院移送の地域差の実態の把握と要因分析を行います（私は2つの研究の構成員です）。

措置入院にあっては、さまざまな問題が指摘されています。厚労省の統計では、地域によって措置入院数にバラツキがあり、精神保健福祉法第23条の警察官通報があつても、指定医診察がほとんどなされない地域もあるのです。措置入院に該当する病状または状態像、事象行為または他害行為のおそれの認定に関する事項が精神保健福祉法詳解（中央法規）に記載されているにもかかわらず、運用面では全国一律ではないようです。措置入院の「他害」については、精神科病院が関わることができないようなケースもあるかと思います。何か危なさそうであれば、すぐに精神科病院で対応してくださいといふのは、あまりにも無茶な話です。措置入院者の出口の対応も必要ですが、入り口にあたる措置入院の適応についてもっと検討されるべきです。是非弁別能力が障害されていないのであれば、もっと司法・行政が関与すべきではないでしょうか。

今回の事件では報道の在り方にも議論が起っています。警察は犠牲者の実名公表をしませんでした。犠牲者の人数と性別のみです。障害者への差別や偏見に苦しむ遺族の要望を受けての異例の判断だそうです。横山秀夫の推理小説「64（ロクヨン）」では、警察広報官と記者クラブの実名報道についての熱いやりとりが描写されていました。われわれは、新聞等の犠牲者の顔写真や氏名を見て、その人のこれまで歩んできた人生を思い浮かべ、哀悼の意を表します。実名がないと、その人の人生がまるで無かったかのようで、障害者の対する差別そのもののような気がします。これでは、平成28年4月に施行になつた障害者差別解消法の目的に合致していません。

さまざまなことを考えさせられる事件です。事件が、医療観察法、措置入院制度の抜本的な見直しの契機になり、また、障害者差別解消法が実際の社会に根付くことを切に願います。